

# 全 員 協 議 会 議事録

日 時 令和7年6月24日 (火)

午前10時00分～

場 所 山元町役場 全員協議会室

欠席なし

河北新報社傍聴許可。

## 会 議 次 第

### 1 開 会 宣 告【議長】

### 2 開会のあいさつ

### 3 報 告 事 項【裏面 事務局長報告】

### 4 協 議 事 項

・6/23 開催、議会運営委員会の概要を齋藤委員長から報告。

【齋藤議運委員長】意見、陳情の参考人。質疑、委員会審査に当たって議長から説明を受け、それを踏まえた対応が望まれた。若干外れてしまったこともあった。今回の陳情書はトイレ設置反対の趣旨ではなく、再考を求める題名のとおり、それを踏まえた質疑があるべきではなかったか。トイレの問題に関して、県道とトイレの関係を一度確認する必要があるという意見があった。議長、事務局と検討していく。議事録をベースにした確認、これまでのやり取りをそれぞれの立場で確認されたい。局長からの問題提起、議案19件に対し活発な審議がなかった。本会議の前に全協の場で事前説明があり、その場で良しすることなく、議案の内容を町民に共有することを含め、本会議でもう一度取り上げる姿勢を大事にすべき。③に関連するが、陳情提出者から侮辱発言の問題提起がある。議運も諮詢を受け、議長が議会としての対応をした。その後の顛末がどうか、議員全体も共有する必要があるだろうという意見があった。インターネット中継も録画も公開されており、かつ議会傍聴で確認した町民も、結果がわからないと、議会がどう対応したのか見えないとなると、議会に対する不信になりがち。払拭するため、顛末を共有すべき。

【議長】③が終わった時点で、参考人の経緯は私から説明する。

【遠藤】委員長報告の半分ぐらいは委員長の意見。議論の結果ではない。

【議長】皆さんのお見を伺います。

(1) 令和7年第2回山元町議会定例会の検証について

① 傍聴アンケートについて 【資料①】

【遠藤】個人名が出ているが、よくわからない。書いてくださる方にわかるように要望し

たい。

## ② 議員提出の検証について【資料②】

【齋藤議員】2P、意見発表の場ではない、意見や所感をちりばめた質問が前提であるが、時間のバランス、相当時間意見発表で終わる例があった。質問で終わるべき。問題提起。

【議長】議員の活動の一つに一般質問がある。個人に任せるべきではないか、最終的に町民に見られたときに跳ね返るのは議員個人なのでとの意見があった。議長としてはバランスを見ながら進めたい。

【竹内議員】2Pその他、いたずらに議会内部。わかるように説明されたい。

【齋藤議員】御理解をいただけだと。

【高橋議員】天に唾するごとき。慎むべきであるとは。ここでの意味が分からない。

【齋藤議員】自らに返るということ。

【岩佐議員】私のことを書いていただいた。大和議員も私も書いたが、トイレの解体がもやもや感が続いている。経緯をきちんと特別委員会を設置して調査すべきではないか。

【齋藤議員】先ほど議運の委員長として報告したが、議事録を見れば解体費を計上したのは28年の12月議会。皆さん目を通されたらどうか。30年の6月議会、岩佐議員が事故繰越の質疑、一読されたら経緯経過は確認できる。そのうえで何をということを絞っていただければと思う。

【議長】議運から丸子委員が事実を知りたいということを受けている。事務局と検討し、特別委員会も含めて、皆さんができるような対応を取りたい。局長の提起で、皆さんも耳が痛いと思うが、6月議会は全員協議会で理解が進んだことであっても、本会議で町民に対して疑問を知らせるために発言すべきであり、反省する点もあるという意見も出ている。意見書の発議は積極的でよいので、皆さんに進んで取り組まれたい。皆さんはどう感じるか。伺いたいと思います。

【高橋議員】今回局長から危惧することが書かれているが、全協で説明を受け、確認済みで、新たに議場ですることに勇気がいる。言論の府だからといわれる、これは反省だと思う。

【岩佐議員】全協と当日の説明解明できたことで、気になったことが解消されたので、質疑しなかった。

【齋藤議員】お二方と共に、全協でよしとすると本会議で改めてということが遠慮がちになってしまふ。危惧されるのは本会議があるのに全協で共通理解、消化されてしまうと事前協議で終わってしまうと、本会議の意義に関わることになってしまう。遠藤議員が本会議が本番だといわれていたこと、執行部も同様に全協で説明したから、それで終わりではなく。心して対応すべきだと思う。

【高橋議員】議員の意見を述べる場で、空気の重くなるような質疑はどうかと思っている。全協で執行部から説明受けて、質疑して理解し、本会議で質疑、やりこめるようなところまで行くのはどうかと思う。

【議長】町民に対しての説明、理解しにくいところがある、町民に知らせる観点から。一

般質問は意見で終わらず、質問で終える。そういう工夫。暴言などは議長の仕事。

【遠藤議員】特別委員会の設置要望。トイレの問題、事業費の問題、参考人招致の問題含めて。

### ③ 陳情提出者からの所感と要望【資料③】

・事務局長から説明。

【事務局長】先ほどの齋藤議員検証の中で、所管と要望というフレーズがあり、皆さんに伝わらないため配付した。こちらを受付したのは、御本人が事務局にいらして6月9日、審議後の翌月曜日、6月6日の審議を振り返るにあたり提出された。冒頭、ハラスメントを受けたと、そういう発言があった。昨日連絡をしたところ2枚目の用紙は特定の議員を悪くとらえられかねない内容であったので、今回の全協は出さないでほしいという話があった。そういう経緯で1枚目を提供した。

【議長】提出された経緯の説明があった。議会に要望したい内容を提出いただいた。

【遠藤議員】経緯に理解できない。議運は終わったら回収、今回は配付。その辺の目的がわからない。回収されたことでほかに話していない。あまり大きくしないものだと認識したが、なぜこれがみんなに渡された。お互いにこうなると参考人招致の手続きも表のことになっていく。非常に残念。なぜ事務局も変わったのか。理解できない。

【事務局長】議運でお見せした段階では、各議員に見せてもいいかと確認した際、見せる分にはいいですとのことだったので議運では見せて回収した。6月9日、本人に確認。情報がぶれないように見せて回収した。今回は全協で検証するという場でどうするかを、本人に確認を取った。議運委員は見ているが、ほかの議員は知らないことになる。アンバランスになる。昨日は1枚目は皆さんに渡していくという返答だった。本人の考え方の変化。

【遠藤議員】前も配付が必要ではないかと話した。これが事実として表に出してしまった。本当に若者中心の総体の声なのか調べなくちゃいけなくなる。不安懸念疑念がある。こういうふうにしてしまったのだから。

【事務局長】当然、非常勤特別職の守秘義務の範囲内。業務上知りえたことをほかに話すことは控えていただく。

【岩佐議員】報道機関がいるが。

【事務局長】後で話します。

(事務局職員が、傍聴者に対し会議後、③資料を回収する旨を伝えた際、「原本持っている」と発言された。)

【遠藤議員】本人が了解したことだが、本当にそれでいいのかという山元町議会としての対応が問われる。

【議長】今日は検証の場である。例が出来てしまったことは、議場でのこと。軽視もできない、また起こしてもいけない。議場で起こったことの意見。検証の場で皆さんに理解してもらいたい。傍聴者も放映も録画も公開されている。いろいろな反応はあると思うが、町民から何か出るということもある。ここでしっかり検証・対処するところが注目されること。今後どうするかだと思う。経緯を説明するが、議会の対処としては、本人には私から

負担をかけたと連絡した。初めて議会に来て、一般の方があそこで行つたことは、よくがんばったなと私は思った。陳情書が提出されたときに話したことは、議会で決定したことであるので、覆せないが、何を要望するのかと聞いたとき、それは理解しているので町民の声をもっと聴いてほしい、その場を作つてほしいということと、税金がどう使われるかが心配なことで、できるだけ安価な対応をしてほしいという二点のみだった。この二点だけを考えれば、私としては不採択で残念だったが、結果は伝え、議長として謝罪したつもりです。本人もいっぱいいいましたが、今後の議会運営に役立てていただきたいとのことでした。議会議員は公人であることから、問題となった岩佐議員には議運の意見も受け、岩佐議員の意見も聞き、それが正しかったのか、正副議長と事務局で、最終的な結論としては、追求調の質疑は控えてほしいといったのに、そうなったことに反省されたいと伝えている。強く岩佐議員にはお示しさせていただいた。この顛末が皆さんに知れ渡っていく中で、どういうふうに対応するかということは、議運で結果を周知されたいとのことだったが、岩佐議員から報告があり、本人に謝罪の連絡をしたいと伝えたが連絡先の提供は拒まれた。それ以上、岩佐議員はアクションが起こせない状況。今後議会としてどのように対応していくのかは議長としての役割。齋藤委員長からの先ほどの意見に対して、皆さんにこのようにお知らせいたします。皆さんにもお考えいただければと思います。いろいろな、議会広報だったり、踏まえながら、現時点では思っているところですが。いろいろ山積みですけれども。議会基本条例の件もありますので、時間を少しいただいて対応させていただきたい。

【丸子議員】議長と齋藤委員長の話の確認です。この顛末が広がっていて、皆さんが知りたいということだったが、そもそもこの紙が出ない以上、その問題が広まっているという根拠を教えてほしい。

【議長】取り違えがあると思う。危険性があるということ。起きているわけではなく。傍聴もあり、議会中継もあり、録画公開もある、それに対して議会がどう対応したのか、岩佐議員がどう対応したのか、何かを考える人がいるのではないかということがわからない。

【丸子議員】そうとらえない。自分では思わない。ここで問題になっているのはわかるが、見た方が大問題だ、顛末を知りたいと思う人がどの程度いるのか。全体から見た場合にはさほど問題ではない。

【議長】なってからでは遅い。いわれてからでは遅い。一町民の意見をどうとらえているのか。軽くとらえているのではないか。

【遠藤議員】追求型ではないか。議事進行。

【議長】参考人ではない。全議員での議会での話。なってからでは遅い。皆さんに共通理解してほしいから話したのに、問題が出ていないのにいいんじゃないですかといったんですよ。自分が言ったことに責任を持った発言をしてください。

【丸子議員】端的にどこが問題だったのか教えていただきたい。

【議長】案件がないのに対処するのがおかしい。私は何も問題がないといわれた。

【丸子議員】問題がないのではないか、周りに広がる前提で話をしているが。そうではないと話している。

【議長】広がる状況ではないか。傍聴者もいる、中継もした、録画も見ることができる。署名者も900名余いる。その方々どうなったかと思って、広がる原因と思わないか。

【丸子議員】参考人招致して岩佐議員が質疑して、最終的に不採択になったことのみ。それが問題と思っているか、問題だと思っていません。

【議長】休憩します。再開は11時25分とする。

(11：14休憩 再開11：25)

【議長】再開します。丸子議員、再度、簡明に質問願います。

【丸子議員】③資料、岩佐委員の発言が問題になっているということで、不適切と思われる発言をしたこと。そのことが町民のみなさんがどう思われるのか気になるのであろうと、対応するということが、町民もろもろの方が、岩佐議員が不適切だと思ったことに、議会として弁明をするということか。

【議長】丸子議員は、岩佐議員の議場での発言が不適切だということは理解できたと。その不適切な対応に対して、町民等に理解できるような行動をどういうふうにここで考えたらいいかと私が考えているということですか。

【丸子議員】岩佐議員が行った不適切な対応に対して、議会として弁明をするということを考えているということでよろしいんですよね。

【議長】弁明ではなく、すでに、謝罪は議長からして、岩佐議員に反省を促した。そのことは、議員はわかるが、町民の方や映像見た方や署名してくれた人がどういうふうになつたの、どんな顛末なのと疑問に思ったとき、どう対応するのかと昨日の議運であった時点ではわからなかつたが、今日、岩佐議員から報告を受けた。齋藤委員長がいう議会としての広報活動というか、皆さんの意見はどうかということも含めたが。

【丸子議員】私は、議会側で公表する必要はないといったつもり。議会は問題と提起して、対応をした、その意思表示をしたということは、自分の意見として顛末回答を公表する必要がない。

【議長】理解しました。皆さんも後からでもいいので御意見をいただきたいと思います。初めての例でもあり、今後に向けて精査できればと思う。法的なところを資料用意しているようなので事務局長から。

【事務局長】まず陳情の取扱いがどうかということが議論されていた。検証の一番最後、陳情の事務的整理について、5P、事務局は法的な整理をしている。法律や条例決まりごとがどうかということをお示しするのが議会事務局の役割のため、そういったところをお示しすることを御理解いただきたい。まず、陳情書の事務的な整理、文言を読み上げる。皆さんの希望や意思などを町政に反映する手段としてどなたでも議会に請願や陳情書を提出できる。請願書は一人以上の紹介議員が必要。また、陳情書は請願と同様に議会に対して何らの要望をする行為ですが、法的な根拠を持たないため、紹介議員の署名等を必要と

しない。提出された請願書あるいは陳情書は一番近い定例会で審議される。その結果は、陳情者等へ通知される。提出時期は、定例会初日七日前までを目安にしてほしい。詳細は議会事務局へ問い合わせ。これは町のホームページで公開されており、こういったことはほかの自治体でも同様。そのうえで関係法令、6 P、⑥。取扱いの基準、山元町でこれまでどう取り扱ってきたか。その根拠。山元町先例134番にあります。陳情があった場合、議長が議会運営委員会に諮る。請願の例により処理する必要がないものは議員に配付する。これは議長書報告で配付されるもの。その配付される根拠。議運で内容を委員が確認する。これは配付でいいだろうと判断をする。そこが出発点です。実は9月の定例会で配付している陳情書に実例があり、会議の中で審議をしたことが、山元町請願・陳情書等の取扱い基準の整備につながった。読み上げます。令和6年6月20日に張一文氏から、きわめて個人的、政治思想的な陳情書が郵送で町議会に提出されました。その取扱いについて確認したところ取扱いを判断する具体的な基準がなく、あるのは山元町議会会議規則第88条第1項に請願書の記載事項等があり、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所を記載し、という文言しかない。その一方で8月29日開催された議会運営委員会で、委員から陳情書の類はすべて受付すべきものなのか、町内・町外もあるし、郵送・持参といったいろいろなケースが考えられる。一定の線引きが必要だという話が出たことから、宮城県議会事務局に指導を仰いだところ、県議会をはじめ一定の市町村、自治体では陳情等の取扱いを定めていて、そのルールに従って運用しているということが分かった。県の取扱い基準、県内自治体の基準を参考にし、山元町議会取扱い基準を整備し、9月27日の議運で確認し、令和6年の第4回定例会からこの基準の運用を進めてきた。5 P ②、陳情書だけでは詳しい中身がわからない、そういうところから議運の中で詳しい説明が欲しいと意見があった。その根拠としては、請願・陳情等の審査に際し、必要がある場合には提出者に参考人として説明を求めることができる。提出者に参考人として説明を求めることができるというところがポイントです。これは山元町議会先例149番に記載されている。その根拠として、①、普通地方公共団体の議会は会議において当該普通地方公共団体の事務に関する調査または審査に必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる。地方自治法第115条の2。平成24年地方自治法の改正があり、本会議でも招致できるようになった。別紙、地方自治法第115条の2の説明です。公聴会及び参考人の出頭、普通地方公共団体の議会は、会議において予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開いて、真に利害関係を有する者、または学識経験を有する者から意見を聞くことができる。概説、議会における公聴会開催と参考人招致の定めである。平成24年の法改正で新たに設けられたもの。この改正以前の本条は法第109条第5項と第6項で、常任委員会における公聴会開催と参考人招致について定めていたところ、これらの定めと本条の内容に実質的な違いはない。なお同改正は、委員会に関する法第109条を簡素化する一方で、その第5項で本条を準用する。その結果、本会議でも公聴会開催と参考人招致が同様に実施できることになった、ということです。本条の制定経緯と趣旨の二段落目、さらに詳しく書いてあります。本条制定の趣旨、公聴会は重要案件の審査において直接住民から意見を聞くものであり、参考人招致は利害関係人、学

識経験者等の出頭を求め意見を聞くものであり、現行制度ではいずれも委員会においてのみできることとなっている。しかしながら比較的小規模な団体、本町のような場合ですね、委員の数も限られていることから、住民参画の機会を拡大し、審議を活発化させる観点から、本会議においてもできるする趣旨。こういうことを当時開催された衆議院の総務委員会で発言されている。5 P③、陳情者本人が本会議に出席するか、あるいは委員会に出席するか確認しましたが、その根拠になるところ。山元町議会基本条例第4条第4項に定められている。この定めに基づいて、事務局から本人に確認したところ本会議に、ぜひ説明をし、質問があれば答えるという話をもらったので、本会議に出るという流れ。なお④記載のとおり、陳情書で議長が必要であると認めるものは請願書の例で処理するとあり、本人に確認するということで、当初の段階で陳情で議会に意思表示をしたいです、町長部局にも意思表示をしたいです。そういう気持ちがあって、それを確認したため、陳情として取り扱ったということ。長くなつたが、こうした法的整理のもと、各種会議で方向性が煮詰められていった。

【遠藤議員】理解できないので確認しながら理解するようにする。

【岩佐議員】陳情者が本会議にできるとなったのも、委員会でもできますよと、事務局から丁寧な指導があったらよかったですのではないか。委員会には出席しなかつたのでうやむやになってしまった。これから陳情を提出する素人の方への説明の仕方が課題かなと。

【事務局長】これから気を付けていきますが、最初に本会議と委員会の場があると説明したこと。本会議は緊張するので大丈夫かと、議場を案内してここに立って説明するところまで案内をした。そこで本人に耐えられるのかどうかまで確認している。

## (2) その他

① 令和7年第2回山元町議会臨時会について

令和7年8月4日（月） 10：00 一般会計補正予算（物価高騰対策）

## 5 研修（山元町議会基本条例）【資料④】

【議長】今後研修を進めるのに誰がリーダーになってどのように進めていくか、御意見を伺いたい。議会報告会前に、解説つけたものを渡したので、内容を精査しておいてほしい。

【遠藤議員】全体のことなので議長にお願いしたらどうか。

【渡邊議員】正副議長に。

【議長】事務局推薦は。

【事務局長】策定当时を知る、遠藤議員では。

【議長】賛成多数で遠藤議員にお願いします。

## 6 閉会宣言【議長】

（終了後、事務局職員が傍聴者から③資料を回収した。）

◎今後の主な行事予定

6月28日（土） 14：00 議会報告会会場準備

29日(日) 10:00 議会報告会(おもだか館)  
14:00 議会報告会(ひだまりホール)

7月 3日(木) 13:30 県議長会議員講座(12:00 役場出発)  
4日(金) 13:30 県議長会議員講座(12:00 役場出発)  
7日(月) 9:30 議会広報・広聴常任委員会  
9日(水) 10:00 全員協議会(町側)

10日(木)～11日(金) 仙南・亘理地方町議会常任委員長研修会  
13:30～白石市 ベネシアンホテル白石蔵王

12日(土) 10:00 「山元町深山山麓少年の森」  
リニューアルオープンセレモニー

14日(月) 10:00 全員協議会(議会側)

16日(水) 9:30 議会広報・広聴常任委員会

17日(木) 10:00 産建教育常任委員会(再編小学校)

24日(木) 9:30 議会広報・広聴常任委員会  
13:30 総務民生常任委員会(こども誰でも通園制度)

(閉会 11:57)